

## 九州国際大学学術研究奨励寄付金に関する規程

(平成19年4月1日制定)

最終改正 平成19年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、九州国際大学(以下「本学」という。)が、外部から受入れる学術研究奨励寄付金(以下「寄付金」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、寄付金とは、主に本学における教育・学術研究の振興を図ることを目的として、民間企業、団体、個人等(以下「寄付者」という。)から受入れる寄付をいう。

(受入原則)

第3条 寄付金の受入れは、本学の教育・学術研究上有意義であり、かつ、当該研究担当者の校務遂行上、特に支障がないと認められる場合とする。

(受入制限)

第4条 寄付の条件として、次の各号に掲げる事項が付されているものは、受入れることができない。

(1) 研究に伴い取得した財産を無償で寄付者に譲与すること

(2) 寄付金の使途に関して、寄付者が会計監査を行うこと

(3) 研究の結果得られた工業所有権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。)の権利を寄付者に無償で譲与若しくは使用させること

(4) 寄付申し込み後、寄付者の意思により、寄付金の全額又は一部を取り消すことができること

(5) 寄付者に対し、研究結果報告書の提出又は研究指導を行うこと

(6) その他、本学の教育研究上支障があると認められる条件が付されていること

(所管部署)

第5条 寄付金の取扱いに関する所管部署は、大学総務室とする。ただし、寄付金の受入れ並びに証明書発行、経理処理に関する所管部署は法人事務局とする。

(寄付申込)

第6条 寄付者は、次の各号に掲げる事項を記載した寄付金申込書(様式1)を大学総務室長(以下「室長」という。)を経て、学長へ提出しなければならない。

(1) 寄付者の名称及び代表者の氏名等(寄付者が個人の場合は、氏名及び職業等)

(2) 寄付金の名称

(3) 寄付の目的

- ( 4 ) 寄付金額
  - ( 5 ) 寄付に当たっての条件
  - ( 6 ) 研究担当者の指定をする場合にはその氏名
  - ( 7 ) 寄付の納入月日及び納入方法
  - ( 8 ) その他参考となる事項(担当部署、連絡先及び決算日等)
- ( 寄付金の選択 )

第7条 寄付金の申請にあたり、寄付者は次の各号に掲げる寄付金のいずれかを選択できる。

- ( 1 ) 特定公益増進法人に関する寄付金
  - ( 2 ) 日本私立学校振興・共済事業団に対する受配者指定寄付金
- ( 受入諾否 )

第8条 室長は、前条の寄付金申込書を受けた場合、学長へ報告しなければならない。  
2 学長は、寄付金申込書の内容を確認し、寄付金受入の諾否を決定しなければならない。

( 受入諾否の通知 )

第9条 室長は、前条の学長の決定を受け、受入れの諾否結果について、寄付者に通知(様式2)しなければならない。

( 研究担当者の決定 )

第10条 寄付金の受入れが決定した場合、学長は学部長の推薦にもとづき研究担当者を決定する。ただし、寄付者より、研究担当者を指定している場合は、この限りではない。

2 寄付者が、研究担当者を指定している場合、学長は速やかに研究担当者に文書にて通知しなければならない。

( 研究計画書の提出 )

第11条 研究担当者は、研究開始に当たり、寄付金等研究計画書(様式3)を学長へ提出しなければならない。

( 証明書等の発行 )

第12条 法人事務局法人財務室は、寄付金が入金となり次第、寄付者に対し、次の各号いずれかの証明書並びに寄付金受領書を発行しなければならない。

( 1 ) 特定公益増進法人に関する寄付金の場合には、特定公益増進法人証明書(特定公益増進法人であることの文部科学大臣の証明書の写し)並びに寄付金受領書

( 2 ) 日本私立学校振興・共済事業団に関する寄付金の場合には、日本私立学校振興・共済事業団から交付される受領証並びに寄付金受領書

( 支出の手続き )

第13条 寄付金の支出は、寄付者からの納入をもって開始することができる。

( 研究費の使途 )

第14条 個人又はグループに対する経費支出の執行は、寄付者の趣旨に沿って、「個

人研究を目的とする経費（消費支出）の予算執行に関する取り扱い内規」に従って行うものとする。ただし、用途については、「個人研究を目的とする経費（消費支出）の予算執行に関する取り扱い内規」第5条並びに第6条に掲げるもののほか、次の各号に掲げる経費に支出することができる。

- (1) 研究連絡会などの会合費
- (2) 調査研究等に帯同する教職員、学生の旅費
- (3) 外国人研究者の招聘経費
- (4) 原稿掲載料
- (5) 学術研究に必要な図書（5,000円以上）、備品
- (6) 支払報酬（諸謝金・アルバイト代含む）

2 その他調査研究に必要となる経費については、学長の承認を得た上で経費として支出できる。

（支出の停止又は返還）

第15条 寄付金の用途において、本学の学術研究振興上、不適切と見なされる支出があった場合には、学長は、研究担当者に対して、支出の停止又は支出済み経費の返還を命ずることができる。

（支出の要領）

第16条 寄付金の支出に係る具体的な手続きは、別に定める「個人研究を目的とする経費（消費支出）の予算執行に関する取り扱い内規」に基づくものとする。

（研究成果並びに収支報告）

第17条 研究担当者は、研究終了に当たり、研究成果並びに収支報告書を学長へ提出しなければならない。

2 研究成果並びに収支報告書の提出期日は、原則として研究年度の翌年度の5月末とする。

（規程の改廃）

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。